毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大分県　編集　いづみ印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
第七五三号
十一月十日
（火曜日）

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請 …… 一
土地収用法による事業の認定 …… 四
臼杵都市計画道路の変更案の縦覧 …… 六
津久見都市計画道路の変更案の縦覧 …… 六
佐伯都市計画道路の変更案の縦覧 …… 七
警察本部訓令
警察官の服制に関する規程の一部改正 …… 七
大分県警察少年警察活動規程の一部改正 …… 八
公告
県営土地改良事業の工事の完了 …… 八
契約者等の公示 …… 九

○告示

大分県告示第四百四十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和八年十一月十日

大分県知事　佐藤樹一郎

一　申請の概要

1　申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

東京都港区六本木一丁目九番十号　アークヒルズ仙石山森タワー四十階
Momiji合同会社
代表社員　Matsu Holdings一般社団法人　職務執行者　ベネット　佳恵子

2　特定事業場の所在地及び名称

竹田市久住町大字久住字平木三千九百九十番五
（仮称）Atona久住

3　設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三イ　ちゆう房施設、ロ　洗濯施設及びハ　入浴施設

種類				ちゆう房施設
能力		①		一五五食／日
		②		四八食／日
工事着手予定年月日				許可後
工事完成予定年月日				令一〇・八・三一
使用開始予定年月日				令一〇・一一・一五
使用時間間隔				連続
一日当たりの使用時間		①		一八時間
		②		一五時間
使用の季節的変動				なし
汚水等の一日当たりの量			単位	通常の値	最大の値
		①	㎥／日	五・三	七・〇
		②		二・六	三・四
汚水等の汚染	水素イオン濃度		／	通常の値	最大の値
	生物化学的酸素要求量		mg／L	五・八～八・六	五・八～八・六
	化学的酸素要求量		mg／L	一八〇	二〇〇
				一八〇	二〇〇

状態の値	浮遊物質量	mg／L	一八〇	二〇〇
	窒素含有量	mg／L	四五	五〇
	りん含有量	mg／L	一三・五	一五・〇
種類			洗濯施設	
能力			一二kg　二基	
工事着手予定年月日			許可後	
工事完成予定年月日			令一〇・八・三一	
使用開始予定年月日			令一〇・一一・一五	
使用時間間隔			間けつ	
一日当たりの使用時間			四時間	
使用の季節的変動			なし	
汚水等の一日当たりの量（二基分の水量を記載）		㎥／日	○・九	一・二
汚水等の汚染状態の値	項目	／	通常の値	最大の値
	水素イオン濃度		五・八～八・六	五・八～八・六
	生物化学的酸素要求量	mg／L	一八〇	二〇〇
	化学的酸素要求量	mg／L	一八〇	二〇〇
	浮遊物質量	mg／L	一八〇	二〇〇
	窒素含有量	mg／L	四五	五〇
	りん含有量	mg／L	一三・五	一五・〇
種類			入浴施設	
能力			①　〇・六三㎥　三二基	
			②　一・〇六㎥　三基	

工事着手予定年月日			許可後	
工事完成予定年月日			令一〇・八・三一	
使用開始予定年月日			令一〇・一一・一五	
使用時間間隔			連続	
一日当たりの使用時間			二一時間	
使用の季節的変動			なし	
汚水等の一日当たりの量（①は三二基分、②は三基分、③　④　は　一　基　分）		㎥／日	①　一〇五・〇	一〇五・〇
			②　一一・一	一一・一
			③　三・九	三・九
			④　三・三	三・三
汚水等の汚染状態の値	項目	／	通常の値	最大の値
	水素イオン濃度		五・八～八・六	五・八～八・六
	生物化学的酸素要求量	mg／L	一〇	二〇
	化学的酸素要求量	mg／L	一五	三〇
	浮遊物質量	mg／L	一〇	二〇
	窒素含有量	mg／L	一〇	一五
	りん含有量	mg／L	二・〇	二・五
	大腸菌数	CFU／mL	八〇〇以下	八〇〇
種類			フジクリーン　PCI－360D型	
処理方式			担体流動・ろ過方式	
4　汚水等の処理の方法				
能力			③　一・二七㎥　一基	
			④　〇・六〇㎥　一基	

能力	三六〇人槽
構造	FRP製
主要寸法	縦五・五m×横一八・九五m×高さ四・二五m
工事着手予定年月日	許可後
工事完成予定年月日	令一〇・八・三一
使用開始予定年月日	令一〇・一一・一五
使用時間	連続
一日当たりの使用時間	二四時間
使用の季節的変動	なし

汚水等の一日当たりの量			
単位		㎥／日	
通常の値		五四・五	
最大の値		七二・〇	

汚水等の汚染状態の値							
項目		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	窒素含有量	りん含有量	大腸菌数
単位		／	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	CFU／mL
通常の値	処理前	五・八～八・六	一八〇	一八〇	一八〇	四五	一三・五	—
	処理後	五・八～八・六	二〇	二〇	三〇	一八	四・〇	八〇〇以下
最大の値	処理前	五・八～八・六	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇	一五・〇	—
	処理後	五・八～八・六	二〇	二〇	三〇	二〇	四・五	八〇〇

5　排出水の量及び汚染状態の値

排水口名	一日当たりの排出水量	
	単位	㎥／日
排水口No.1	通常の値	一四三・三
	最大の値	一八五・三

汚水等の汚染状態の値							
項目		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	窒素含有量	りん含有量	大腸菌数
単位		／	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	CFU／mL
通常の値		五・八～八・六	一〇	一五	一〇	一〇	二・〇	八〇〇以下
最大の値		五・八～八・六	二〇	三〇	二〇	一五	二・五	八〇〇

排水口名	一日当たりの排出水量	
	単位	㎥／日
排水口No.2	通常の値	五四・五
	最大の値	七二・〇

汚水等の汚染状態の値							
項目		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	窒素含有量	りん含有量	大腸菌数
単位		／	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	CFU／mL
通常の値		五・八～八・六	二〇	二〇	三〇	一八	四・〇	八〇〇以下
最大の値		五・八～八・六	二〇	二〇	三〇	二〇	四・五	八〇〇

二　事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1　縦覧期間

令和八年十一月十日から同年十二月一日まで

2　縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び竹田市役所

大分県告示第四百四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和八年十一月十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　起業者の名称

別府市

二　事業の種類

（仮称）鉄輪みらい創生事業に伴う鉄輪地獄地帯駐車場等整備事業

三　起業地

1　収用の部分

大分県別府市大字鉄輪字渋湯、字フロムシ、字風呂ノ本及び字ウカリユ地内

2　使用の部分

なし

四　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、起業者である別府市が同市鉄輪地区において市営駐車場とグリーンスローモビリティ（時速二十キロメートル未満で公道を走行することができる小型の電動車両を活用した移動手段をいう。以下同じ。）の発着場を一体的に整備するものであり、法第三条第一号に掲げる「駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）による路外駐車場」及び同条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2　法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な歳入歳出予算を計上し、事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3　法第二十条第三号の要件への適合性

(一)　得られる公共の利益

別府市は、国内外から観光旅行者が訪れる全国的に有名な観光地であり、「別府国際観光温泉文化都市」の名の下、基幹産業である観光業を柱として地域経済が発展してきた。特に本件事業が実施される鉄輪地区は、鎌倉時代からの湯治文化を継承する地域であるとともに、背後に控える美しい自然や国指定名勝の「地獄」と、温泉旅館、共同浴場、地獄蒸し施設等の街並みや温泉から立ち上る湯けむりとが形成する独特の景観で知られ、年間に推計百十万人が訪れる重要な観光地である。

鉄輪地区を訪れる観光旅行者のうち約八割の者が自家用車及びレンタカー（以下「自家用車等」という。）を利用して同地区を訪れると推定されるが、同地区においては、各観光施設等が狭く入り組んだ道路沿いに小規模な駐車場を設置する一方で、観光旅行者の駐車需要に応じた計画的・集中的な大規模駐車場の整備は不十分な状況である。また、同地区は、西から東へと下る傾斜地状の地形であり、勾配約七パーセントの坂道に沿って観光施設等が点在していることから、観光旅行者が地区内の複数の観光施設等を周遊する際に自家用車等を利用して移動している状況にある。

このような鉄輪地区の駐車場事情及び観光旅行者の自家用車等を利用した地区内移動により、同地区の西側観光区域（県道別府山香線より西側の海地獄や鬼山地獄を中心とした観光区域をいう。以下同じ。）においては、主要なアクセス道路である国道五百号及びその周辺道路において渋滞や混雑が発生している。また、東側観光区域（県道別府山香線より東側の地獄蒸し工房鉄輪や鉄輪むし湯を中心とした温泉街区域をいう。以下同じ。）においては、観光旅行者の自家用車等が駐車場を探して当該区域の狭い道路に入り込むことで接触事故が発生する等の危険が生じている。

このように、鉄輪地区においては、駐車場不足等により観光旅行者の駐車需要に十分に対応することができておらず、このことが同地区の観光地としての魅力の低下を招くとともに、地元住民の生活環境にも支障を及ぼしている。

本件事業の完成により、西側観光区域及び東側観光区域（以下これらを「両観光区域」という。）のそれぞれ中心的な観光施設周辺の利用しやすい場所に五十一台分及び四十一台分の市営駐車場が新たに整備される。これにより、両観光区域における駐車場の不足及び駐車場を利用しにくいという事情の改善が図られ、西側観光区域における道路の渋滞及び混雑の緩和並びに東側観光区域における接触事故の抑制及び安全性の向上につながることが期待される。

また、新たな市営駐車場の一画にはグリーンスローモビリティの発着場が整備さ

れ、鉄輪地区を東西に走る主要な観光ルートであるみゆき坂及びいでゆ坂を通り、両観光区域を結ぶグリーンスローモビリティが運行される。これにより、新たな市営駐車場からのパークアンドライドが可能となり、鉄輪地区内における観光旅行者の移動手段が自家用車等からグリーンスローモビリティへと転換され、両観光区域を行き来する自家用車等の減少に寄与することが期待される。加えて、グリーンスローモビリティの導入は、鉄輪地区における観光旅行者の周遊性を高めるとともに、特に高齢者や子どもを連れている家族等にとって快適で便利な移動手段となり、観光しやすい環境の充実を図ることが期待される。

このように、本件事業は、鉄輪地区の駐車場事情を改善し、同地区内に新たな移動手段を提供することを通じて、同地区において発生している渋滞及び自家用車等との接触事故の危険性といった支障を軽減し、地元住民の生活環境の改善に寄与するとともに、観光しやすい環境の充実を図り、観光地としての魅力の向上及び地域経済の活性化に寄与するものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

㈡　失われる利益

本件事業は、市街化が進んだ地域において平面駐車場を整備するものであり、生活環境に与える影響は軽微であると認められる。また、現況において更地及び廃業して利用されていない旅館跡地を起業地としており、街並みや景観の保全にも配慮している。また、起業者が行った検討の結果、起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づき、保護のための特別な措置を講ずべき動植物の生息は確認されておらず、本件事業が動植物の生息環境に与える影響は極めて小さい。また、起業地内に史跡や周知の埋蔵文化財包蔵地の存在は認められない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

㈢　事業計画の合理性

まず、本件事業のうち、市営駐車場の整備については、両観光区域のそれぞれについて混雑時間帯において必要となる駐車台数を試算し、当該台数と両観光区域の既存駐車場の駐車可能台数との差を求め、これにより得られた台数（西側観光区域にあっては五十一台、東側観光区域にあっては四十一台）分を新たに確保すべき駐車台数として本件事業を計画した。計画された駐車場の駐車ますの大きさは、平成四年六月十日付け建設省道路企画課長通達「駐車場設計・施工指針について」に沿ったものであり、車路も駐車場の利用に必要な範囲のものとなっている。したがって、整備する市営駐車場の規模は、必要な範囲内のものと認められる。また、本件事業のうち、グリーンスローモビリティの発着場は、受付・待合室、車両の保管場所及び観光案内スペースで構成され、その規模は必要な範囲内のものと認められる。

次に、起業地の位置については、両観光区域のそれぞれについて次のとおり選定されており、適切なものと認められる。

⑴　西側観光区域

起業者は、海地獄や鬼山地獄等西側観光区域における中心的な観光施設への接近性に優れ、自家用車等を利用して当該観光施設を訪れる観光旅行者に分かりやすい場所となることを考慮し、国道五百号海地獄交差点付近を候補区域に選定した上で、グリーンスローモビリティの発着に適し、鉄輪地区の観光ルートに沿った土地であること、現在観光施設等の専用駐車場として使用されていないこと、事業に必要な土地を一体的に確保できること及び事業費が経済的であることを条件として、四つの候補地を選定した。そして、これら四つの候補地について、社会的、技術的及び経済的観点から比較検討を行い、その中から、海地獄と鬼山地獄の間に位置し各地獄への接近性が最も優れ、自家用車等で各地獄周辺を訪れる観光旅行者が利用しやすい位置であるとともに、現況において更地であり現在の土地利用の状況に与える影響が最も小さく、及び事業費が最も経済的である候補地を最も合理的な案として決定しており、起業地の選定は適切なものと認められる。

⑵　東側観光区域

起業者は、東側観光区域における中心的な観光施設である地獄蒸し工房鉄輪及び鉄輪むし湯への接近性に優れ、自家用車等を利用して当該観光施設を訪れる観光旅行者に分かりやすい場所となることを考慮し、いでゆ坂沿いの鉄輪むし湯付近を候補区域に選定した上で、グリーンスローモビリティの発着に適し、鉄輪地区の観光ルートに沿った土地であること、現在観光施設等の専用駐車場として使用されていないこと、事業に必要な土地を一体的に確保できること及び事業費が経済的であることを条件として、四つの候補地を選定した。そして、これら四つの候補地について、社会的、技術的及び経済的観点から比較検討を行い、その中から、地獄蒸し工房鉄輪及び鉄輪むし湯への接近性が優れ、自家用車等でこれらの観光施設を訪れる観光旅行者が利用しやすい位置であるとともに、現況において廃業した旅館跡地であり現在の土地利用の状況に与える影響が最も小さく、及び事業費が最も経済的である候補地を最も合理的な案として決定しており、起業地の選定は適切なものと認

められる。

㈣　小括

以上のとおり、本件事業を実施することによって得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると前者が後者に優越すると認められ、また、本件事業計画には合理性が認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4　法第二十条第四号の要件への適合性

㈠　事業を早期に施行する必要性

鉄輪地区では、これまでも3㈠のとおり駐車場事情等による観光上の課題及び住民生活上の支障が生じていたところ、コロナ禍以降の観光旅行者数の回復及び国内外からの観光旅行者の自家用車等利用の増加を受けて、これらの課題及び支障が顕著となっており、地元かんなわ温泉旅館組合及び地元住民から別府市に対して抜本的対策を講じるよう要望が繰り返されている状況であることから、本件事業は早期に施行される必要性があると認められる。

㈡　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、3㈢のとおり本件事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五　法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

別府市役所建設部都市整備課

大分県告示第四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり臼杵都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。

なお、臼杵市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和八年十一月十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　都市計画の種類

臼杵都市計画道路

二　都市計画の変更に係る事項

臼杵都市計画道路中一・三・一号野田海添線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
一・三・一号 野田海添線	臼杵市野田字下田	臼杵市海添字原峠	新規追加

（区域は、別図のとおり）

三　都市計画変更の案の縦覧期間

令和八年十一月十一日から

令和八年十一月二十五日まで

四　縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号　大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

臼杵市大字臼杵七十二番の一　臼杵市都市デザイン課

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり津久見都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。

なお、津久見市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和八年十一月十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　都市計画の種類

津久見都市計画道路

二　都市計画の変更に係る事項

津久見都市計画道路中一・三・一号青江津久見線を次のとおり変更する。

（区域は、別図のとおり）

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
一・三・一号 徳浦津久見線	津久見市徳浦字徳浦 奥	津久見市大字津久見 字東前	名称の変更 起点の変更 一部区域の変更 延長の増

（区域は、別図のとおり）

三　都市計画変更の案の縦覧期間

令和八年十一月十一日から

令和八年十一月二十五日まで

四　縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号　大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

津久見市宮本町二十番十五号　津久見市まちづくり課

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり佐伯都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。

なお、佐伯市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和八年十一月十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　都市計画の種類

佐伯都市計画道路

二　都市計画の変更に係る事項

佐伯都市計画道路中一・三・一号弥生佐伯線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
一・三・一号 弥生佐伯線	佐伯市弥生大字床木 字ヤカタ河内	佐伯市大字上岡字角 木	一部区域の変更

（区域は、別図のとおり）

三　都市計画変更の案の縦覧期間

令和八年十一月十一日から

令和八年十一月二十五日まで

四　縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号　大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

佐伯市中村南町一の一　佐伯市都市計画課

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第24号

警察本部
警察学校
警　察　署

警察官の服制に関する規程（平成７年大分県警察本部訓令甲第９号）の一部を次のように改正する。

令和８年11月10日

大分県警察本部長　平　松　伸　二

第３条を削る。

第４条第１項中「制服用ネクタイ」を「ネクタイ」に改め、同条を第３条とし、同条の次に次の１条を加える。

（服装等の一部省略）

第４条　警察官は、活動服を着用して勤務するときは、ネクタイ又は活動ネクタイを着用し

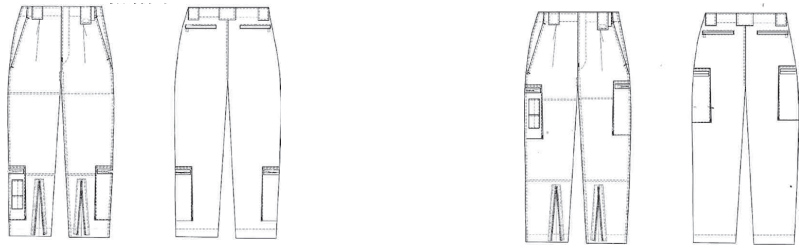
ないことができる。ただし、所属長が必要と認める場合は、この限りでない。

第12条第２項中「（夏制服を除く。）」を削る。

別表第２の２の別図２を次のように改める。

別図２

航空服（冬用）ズボン



別表第２の２の別図５を次のように改める。

別図５

航空服（夏用）ズボン

操縦士　　整備士



別表第２の３の表の音楽隊服（冬服）の項中「。）」の次に「又は黒色」を加え、同表中

音楽隊服（夏服）	色	クリーム色（白色を含む。）とする。	
	地質	毛又は合成繊維との混紡織物とする。	
	制式	半袖で胴切型上衣又はシャツ式とする。	

を

音楽隊服（夏服）	上衣	色	クリーム色（白色を含む。）とする。
		地質	毛又は合成繊維との混紡織物とする。
		制式	半袖シャツ式とする。
	ズボン	色	黒色とする。
		地質	上衣と同質とする。
		制式	冬服の制式と同様とする。

に改める。

附　則

この訓令は、令和８年11月10日から施行する。

大分県警察本部訓令第25号

警　察　本　部
警　察　学　校
警　　察　　署

大分県警察少年警察活動規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

令和８年11月10日

大分県警察本部長　平　松　伸　二

第82条第１項中「第33条第１項又は第２項」を「第33条第21項又は第22項」に改める。

第84条第２項中「第33条第１項若しくは第２項」を「第33条第21項若しくは第22項」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年11月10日から施行する。

○公　　告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和八年十一月十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

事業名	地区名	着手年月日	完了年月日

県営経営体育成基盤整備事業（区画整理）	大肥地区 大鶴工区	令元・一〇・七	令八・三・三
県営経営体育成基盤整備事業（区画整理）	大肥地区 竹本工区	令元・一〇・七	令八・三・三
県営経営体育成基盤整備事業（区画整理）	大肥地区 吉竹工区	令二・九・七	令八・三・三
県営経営体育成基盤整備事業（暗渠排水）	大肥地区	令三・一〇・四	令六・三・一五

次のとおり契約者等について公示する。

令和八年十一月十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　随意契約に係る役務の名称及び数量

大分県公共事業執行管理システム開発業務　一式

二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県土木建築部公共工事入札管理室

三　随意契約の相手方を決定した日

令和八年八月三十一日

四　随意契約の相手方の氏名及び住所

パシフィックコンサルタンツ株式会社　大分事務所　所長　石　川　洋　介

大分市城崎町二丁目四番十九号

五　随意契約に係る契約金額

二億八千六百五万五千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六　契約の相手方を決定した手続

随意契約

七　随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当